法学セミナー2010年2月号巻頭言

「現代の人権」(23)

「核の傘」をたたむ日

早稲田大学教授 水島朝穂

「負の世界遺産」は3年に一度、ひび割れや沈下量などが調べられる。「原爆ドーム健全度調査」。2009年で6回目になる。では、核兵器をめぐる人々の意識の「健全度」の方はどうだろうか。

8月6日、田母神俊雄元空幕長が広島で講演し、 「核の悲劇を繰り返さないために、日本は核武装すべきだ」と主張した。前政権の政治家たちも折にふれて、核兵器保有の可能性やそのための議論は排除すべきでないと発言してきた。

そんなおり、核搭載艦・航空機の日本寄港や通過を「事前協議の対象外」とする日米密約の存在が、 外務省により確認された。非核三原則のうち、「持ち込ませず」について、長年にわたる「嘘」が明らかになりつつある。問題は、非核三原則を「現実」に合わせて二・五原則化するのか、それとも、寄港・通過を厳格に「持ち込ませず」に含め、この「原則」の徹底を米国に求めていくのか、である。 米国に過度に遠慮して、この「原則」を緩める必要はまったくない。米国も動き始めている。

4月、オバマ大統領がチェコのプラハで、「核兵器を使った唯一の国として、核兵器のない世界の実現のために努力する道義的責任がある」と明言した。もちろん、これは過大評価できない。オバマが強大な権力を東ねる「米合衆国大統領」であることを片時も忘れてはならないだろう。だが、最大の核武装

国家のトップが、「核兵器のない世界」を目指すと 明言した意味は大きい。これをリップサービスにと どめることなく、確かな根拠をもった「現実」にし ていく世界市民の運動が求められている。

だが、日本の現実は、非核三原則と「核の傘」の 併存である。鳩山由紀夫首相は国連演説で「非核三 原則の堅持」を明言した。これは世界に対する国際 公約といえる。他方、日米安保体制は実は「核持ち 込み」密約により維持されてきた。この状態をいつ まで続けるのかが現実の課題となったのである。

『中国新聞』11月22日付特集のタイトルは「『核の傘』をたたむ日」である。脱「核抑止力」の時がきたとして、核によらない新たな安全保障構想を政府に求めている。すでに冷戦は終わり、恐怖の傘を広げておく理由を探すことは困難になった。無理に広げた傘はたたむだけである。

2010年5月のNPT(核不拡散条約)再検討会議では、 世界各国と市民が、核保有国の軍縮義務(NPT条約6 条)の履行を求め、強力に働きかけていくだろう。 世界は核廃絶に向けて確実に動き始めている。

09年に特筆されることは、過去の核犠牲者への救済が進んだことだろう。原爆症認定集団訴訟では、06年5月の大阪地裁判決以降、東京、大阪をはじめ全国の地裁、高裁で国側は21連敗を喫した。厚生労働省幹部が「前代未聞の記録」と嘆いたという、国の全敗だった。原告救済の立法の動きが一気に進み、原爆症基金法が参議院先議の議員立法として、12月1日、衆議院本会議で可決・成立した。7年余にわたる集団訴訟が、立法的解決を促したのである。

まもなく被爆から65年。あまりにも長い時間を使

ってしまった。認定基準の抜本的見直しなど、待っ たなしの早急な解決が求められている。

2010年を「核のない世界」に向け、さまざまな面で意味のある年にしていく必要があるだろう。

【写真キャプション】

原爆ドーム健全度調査(広島市都市整備局)。20 08年11月4日~09年3月31日実施。早大水島ゼミ8期 生撮影(09年3月4日)